

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 2年11月26日	第79号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
告 示		
○ 承認工事及び占用工事の施行に関する遵守基準の一部改正	(緑土・道路管理課) (第695号)	3
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第696号)	8
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第697号)	12
○ 介護保険指定特別給付事業者の指定	(健福・介護保険課) (第698号)	15
○ 介護保険指定特別給付事業者の廃止	(健福・介護保険課) (第699号)	16
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第700号)	17
○ 名古屋市稲永スポーツセンターの臨時休館について	(ス市・スポーツ施設室) (第701号)	18
市 会 達		
○ 名古屋市会公印規程の一部改正	(第4号)	19
○ 市会事務局情報あんしん条例施行規程の一部改正	(第5号)	20
上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市上下水道局身分証明書規程の一部改正	(第39号)	22
監 査 公 表		
○ 令和 2年監査公表	(第6号)	24
公 告		
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	41
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経済・地域商業課)	42
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経済・地域商業課)	45
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	48
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	51
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	56
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経済・地域商業課)	60

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	63
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	65
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	66
<hr/>		
雑	報	
○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	67
○ 名古屋高速道路公社公告第 2号	(住都・街路計画課)	68
○ 名古屋高速道路公社公告第 3号	(住都・街路計画課)	69
<hr/>		

名古屋市告示第 695 号

承認工事及び占用工事の施行に関する遵守基準の一部改正

昭和61年名古屋市告示第45号（承認工事及び占用工事の施行に関する遵守基準）の一部を次のように改正します。

令和 2 年11月16日

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 号様式、第 2 号様式及び第 3 号様式中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年12月1日から施行する。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年11月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ジイトップ	訪問看護ステーション ジイトップ	名古屋市東区葵一丁目 1番 5号	令和 2年 11月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
トランスK株式会社	訪問看護ステーション かみひこうき	名古屋市北区若葉通 1丁目35番地の 2	令和 2年 11月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ゼニタ	ぜにた福祉用具販売・貸与 名古屋営業所	名古屋市中区新栄三丁目20番28号	令和 2年 11月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
合同会社Think Boat	リハビリフィットネス訪問	名古屋市守山区高島町45番地	令和 2年 11月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

d y J a p a n	看護ステーション守山			
有限会社わこ う	有限会社 わ こう 名古屋 支店	名古屋市緑区熊 の前二丁目 305 番地	令和 2年 11月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社LE O	訪問介護事業 所 憩	名古屋市中村区 名駅五丁目10番 7号	令和 2年 11月 1日	訪問介護
株式会社AM Y	ヘルパーステ ーションみや び	名古屋市中川区 高畑三丁目40番 地	令和 2年 11月 1日	訪問介護
株式会社NE XT HOP E	ヘルパーステ ーション ネ クストホープ 丹後	名古屋市中川区 丹後町 2丁目13 番地	令和 2年 11月 1日	訪問介護
株式会社m a s t o c a r e	訪問介護マス ト	名古屋市中川区 野田三丁目 223 番地の 3	令和 2年 11月 1日	訪問介護
株式会社ピー ス	ピースケアス テーション守 山	名古屋市守山区 野萩町 5番 3号	令和 2年 11月 1日	訪問介護
株式会社学研	学研ココファ	名古屋市天白区	令和 2年	訪問介護

株式会社学研 ココファン	ン野並ヘルパ ーセンター	中坪町 181番地	11月 1日	
-----------------	-----------------	-----------	--------	--

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
バックオフィス ス株式会社	デイサービス ゴールデン リング天白	名古屋市天白区 植田山五丁目 807番地	令和 2年 11月 1日	地域密着型通所介 護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
ミソラ株式会 社	美空居宅介護 支援事業所	名古屋市北区光 音寺町字野方 1906番地の76	令和 2年 11月 1日	居宅介護支援
株式会社だい ふく	支援センター おおす	名古屋市中区松 原二丁目16番 7 号	令和 2年 11月 1日	居宅介護支援
一般社団法人 重症心身障害 者共生会	いとうケアプ ランセンター	名古屋市瑞穂区 春山町10番地の 3	令和 2年 11月 1日	居宅介護支援
株式会社ソー シャルラビッ ト	ケアプランセ ンター ラビ ット	名古屋市中川区 新家三丁目1410 番地	令和 2年 11月 1日	居宅介護支援
合同会社園	ケアプランセ ンター エン	名古屋市守山区 幸心一丁目 203 番地	令和 2年 11月 1日	居宅介護支援
株式会社アル	居宅介護支援	名古屋市天白区	令和 2年	居宅介護支援

デバラン	事業所 さわ らび	平針一丁目 907 番地	11月 1日	
------	--------------	-----------------	--------	--

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 697号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項、第 115条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 2年11月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
有限会社TM Cサポート	あいあいサポ ート	名古屋市緑区左 京山 104番地	令和 2年 9月16日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
コミュニティ ケアサービス 株式会社	ヘルパーステ ーションさく ら	名古屋市南区松 池町 2丁目14番 地	令和 2年 9月 8日	訪問介護

株式会社ありす	ありす緑 訪問介護ステーション	名古屋市緑区潮見が丘三丁目14番地	令和 2年 9月23日	訪問介護
株式会社まほろば	訪問介護 柔	名古屋市名東区社が丘四丁目711番地	令和 2年 9月28日	訪問介護
ユースタイルラボラトリー株式会社	土屋訪問介護事業所なごや	名古屋市中区丸の内二丁目17番30号	令和 2年 9月30日	訪問介護
株式会社AQUA	EARTH	名古屋市守山区大字上志段味字樹木1657番地の2	令和 2年 9月30日	訪問介護

3 指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ひだまり	福祉用具レンタルひだまり	名古屋市北区東味鏡一丁目1028番地	令和 2年 8月26日	介護予防福祉用具貸与

4 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
医療法人香徳会	医療法人 香徳会 グループホームよつば	名古屋市名東区上社三丁目2002番地	令和 2年 9月28日	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護

5 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
社会福祉法人 紫水会	オーネスト名 城指定通所介 護事業所	名古屋市北区名 城三丁目 2番12 号	令和 2年 9月10日	地域密着型通所介 護

6 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
美空株式会社	美空居宅介護 支援事業所	名古屋市北区光 音寺町字野方 1906番地の76	令和 2年 9月17日	居宅介護支援
株式会社フォ ーシーズン	四季の風 居 宅介護支援事 業所	名古屋市東区白 壁一丁目45番地	令和 2年 9月29日	居宅介護支援
特定非営利活 動法人宅老所 はじめのいっ ぽ	介護なんでも 相談所宅老所 はじめのいっ ぽ	名古屋市中村区 藤江町 3丁目41 番地の 1	令和 2年 9月30日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 698号

介護保険指定特別給付事業者の指定

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）第 6条の 4第 1項の規定により、介護保険指定特別給付事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年11月17日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
川口 勝将	ニコニコキッチン港・熱田店	名古屋市港区当知三丁目2501番地	令和 2年 10月 9日	生活援助型配食サービス
國吉 啓介	ライフデリ名東店	名古屋市名東区藤見が丘95番地の 1	令和 2年 11月 1日	生活援助型配食サービス
石原 昇汰	ライフデリ天白店	名古屋市天白区植田山一丁目1413番地	令和 2年 11月 1日	生活援助型配食サービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 699号

介護保険指定特別給付事業者の廃止

名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）第22条の6の規定に基づき、次のように指定特別給付事業者から事業を廃止した旨の届出がありました。

令和 2年11月17日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
八木 武敏	ニコニコキッチン名古屋西店	名古屋市西区枇杷島五丁目15番18号	令和 2年 10月30日	生活援助型配食サービス
川口 勝将	ニコニコキッチン港・熱田店	名古屋市港区当知三丁目2501番地	令和 2年 10月30日	生活援助型配食サービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 700号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 2年11月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設の名称及び変更内容

有料公園施設の名称	変更前の供用時間	変更後の供用時間
白鳥公園白鳥庭園	午前 9時から 午後 4時30分まで	午前 9時から 午後 8時30分まで
白鳥公園駐車場	午前 8時45分から 午後 5時まで	午前 8時45分から 午後 9時まで

2 供用時間を変更する日

令和 2年11月20日から同月23日まで、同月27日から同月29日まで、同年12月 4日から同月 6日まで及び同月11日から同月13日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 701号

名古屋市稲永スポーツセンターの臨時休館について

名古屋市体育館条例施行細則（令和 2年名古屋市規則第73号）第 2条第 3項の規定に基づき、名古屋市稲永スポーツセンターを令和 3年 1月12日から同年 2月28日まで臨時休館します。

令和 2年11月18日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市会達第 4 号

名古屋市会公印規程（昭和53年名古屋市会達第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年11月16日

名古屋市会議長 中 里 高 之

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
(公印の使用承認) 第 4 条 公印を使用しようとする者は、 <u>公印使用認可簿に必要事項を記載し、</u> 管守者の承認を得なければならない。 2 (略)	(公印の使用承認) 第 4 条 公印を使用しようとする者は、 <u>管守者の承認を得た後に公印使用記録簿に必要事項を記載し</u> なければならない。 2 (略)

附 則

この達は、発布の日から施行する。

名古屋市会達第 5 号

市会事務局情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市会達第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年11月16日

名古屋市会議長 中 里 高 之

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（帳簿の備置き）</p> <p>第12条 （略）</p> <p><u>2 課に文書番号補助簿を置く。</u></p> <p>（文書記号及び文書番号）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、同種の事案に関する起案が著しく多く、かつ、その処理方法が定型化されている場合その他前項の規定により難しい場合においては、枝番号に代えて一連の追次番号を用いることができる。この場合において、追次番号は、文書番号補助簿又はそれに代わる帳簿により管理するものとする。</p>	<p>（帳簿の備置き）</p> <p>第12条 （略）</p> <p><u>2 第20条第4項の規定により追次番号を用いる課に文書番号補助簿又はこれに代わる帳簿を置く。</u></p> <p>（文書記号及び文書番号）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、同種の事案に関する起案が著しく多く、かつ、その処理方法が定型化されている場合その他前項の規定により難しい場合においては、枝番号に代えて一連の追次番号を用いることができる。この場合において、追次番号は、文書番号補助簿又は<u>これに代わる帳簿</u>により管理するものとする。</p>

別記第 1 号様式中

受 領 者	
課 名	印

を

受 領 者	
課 名	氏 名

に改める。

附 則

- この達は、発布の日から施行する。

- 2 この達の施行の際現にこの達による改正前の市会事務局情報あんしん条例施行規程の規定に基づいて作成されている用紙は、この達による改正後の市会事務局情報あんしん条例施行規程の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市上下水道局管理規程第39号

名古屋市上下水道局身分証明書規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月17日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 別に定める身分証明書旧姓併記等申請書による申請を承認したとき。

第2条第2項中「当該身分証明書交付直後の身分証明書定期交付日の前日」を「交付を受けた日から当該身分証明書に記載された有効期限」に改める。

第6条の見出し中「き損」を「毀損」に改め、同条第1項中「身分証明書番号並びに」を削り、同条第2項及び第4項中「き損」を「毀損」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「各号」の次に「のいずれか」を加え、「第5号」を「第3号又は第5号」に、「発見した」を「交付又は再交付を受ける前に所持していた」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 第2条第1項第2号又は第3号の規定により臨時に身分証明書の交付を受けたとき。

別記様式第2中「受領印」を「受領」に、「確認印」を「確認」に改め、同様式注中「き損」を「毀損」に改め、同様式備考を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、発布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の名古屋市上下水道局身分証明書規程の規定に基づき調製されている様式でなお残量のあるものは、改正後の名古屋市上下水道局身分証明書規程の規定にかかわらず、当分の間、

使用することができる。

令和 2 年監査公表第 6 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき住宅都市局及び財政局並びに同条第 7 項の規定に基づき名古屋高速道路公社について監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

令和 2 年 11 月 20 日

名古屋市監査委員	木 下 優
同	岩 本 たかひろ
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

住宅都市局及び財政局の事務について、次表の課室を対象として実施した。なお、大曾根北・筒井都市整備事務所、緑都市整備事務所及びささしまライブ24総合整備事務所についても対象とする予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から実地検査を行わないこととしたため、対象から除外した。

区分	監査実施課室名	
住宅都市局		総務課、企画経理課、監理指導室
	都市計画部	都市計画課、街路計画課、都市景観室、交通企画課、交通施設管理課
	営繕部	企画保全課、営繕課、住宅・教育施設課、設備課
	建築指導部	建築指導課、開発指導課、建築審査課、建築安全推進課
	住宅部	住宅企画課、住宅整備課、住宅管理課
	都市整備部	まちづくり企画課、名港開発振興課、耐震化支援室、市街地整備課
	リニア関連 都心開発部	都心まちづくり課、リニア関連・名駅周辺開発推進課
財政局	契約部（住宅都市局関連事務に限る。）	

第3 監査の着眼点

- 1 市営住宅等の管理は適正に行われているか
- 2 耐震化対策等の補助金に係る事務は適正に行われているか
- 3 内部統制体制の整備・運用が適正に行われているか

第4 監査の実施内容

- 1 実施時期

令和 2年 4月 3日から令和 2年11月 5日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課室で処理している事務のうち、主として平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を試査により実施した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘

(1) 契約違約金の債権管理について（収入事務）

本市では、名古屋市債権管理条例、名古屋市債権管理条例施行細則及び債権管理・回収の手引き等（以下「債権管理条例等」という。）で債権の管理について定めている。債権管理条例等では、履行期限が経過しているにもかかわらず債務が履行されていない場合は、期限を指定して書面により督促することとされている。また、期限までに納付がされない場合には、文書、電話、訪問などにより納付を促す催告を行うこととされている。

住宅整備課では、市営住宅 1棟のエレベーター棟増築電気工事について、一般競争入札により平成25年 4月にA社と契約を締結したが、A社の責に帰すべき事由により工事が着手されなかったため、平成25年 8月に契約を解除した。そのため、違約金として 397,425円、前払金返還利息として25,712円の請求を行ったところ、履行期限を経過しても納付されなかった。しかし、住宅整備課においては課内での事務引き継ぎが行われなかったため、督促状の発付や文書等による催告などの必要な事務手続を行っておらず、請求書送付以降は債務者の状況を把握していないなど債権管理を行っていなかった。

住宅整備課においては、債権所管課としての認識を十分に持ち、債務者の現在の状況を調査の上、債権管理条例等に基づく適正な債権管理を行われたい。

(住宅整備課)

(2) 退去者負担分建物補修費の徴収及び債権管理について（収入事務）

本市では、名古屋市営住宅条例により、市営住宅等の入居者が退去する際、住宅について入居者の責に帰すべき事由により滅失又はき損した箇所があり、入居者が原状回復を行わない場合、原状回復に要する費用を退去者負担分建物補修費（以下「建物補修費」という。）として入居者が負担することとしている。

また、建物補修費を徴収する住宅管理課においては、まず敷金を建物補修費に振り替え、なお建物補修費が不足する場合は残額を入居者から徴収することとされている。

建物補修費の収入状況は第1表のとおりであり、過年度分については極めて回収率が低い状況である。債務者は市営住宅等を退去し、市外へ転居することもあるなど連絡が取りづらくなることから、早期に回収することが未収金を圧縮する上で重要となる。

第1表 令和元年度の建物補修費収入状況

(令和2年5月末時点 単位：千円、%)

区分	調定額 A	収入額 B	不納欠損額 C	未収金 A－B－C	回収率 B/A
総額	226,804	147,661	7,378	71,763	65.11
現年度	160,878	144,649	0	16,229	89.91
過年度分	65,925	3,012	7,378	55,534	4.57

(注) 表中では千円未満の端数は切り捨てた。

建物補修費の徴収及び債権管理事務について調査したところ、債権管理条例等に基づき作成している債権管理台帳について、債務者との交渉の記録が鉛筆で書かれているもの、債務者から徴収する振替承諾書について、敷金のうち建物補修費として振り替える金額を明示して承諾を受けるところ、金額欄が空欄

のまま署名、押印を受け徴取しているものなど、不適正な事例が見受けられた。

住宅管理課においては、振替承諾書の徴取及び債権管理台帳への記載を適正に行われたい。

また、督促状や催告書の送付は行っているものの、退去以降債務者と一度も連絡が取れず回収に至っていない事例が発生していること、納付方法が金融機関での現金納付のみであることなどの課題が見受けられたことから、コンビニエンスストアでの納付などの市民が納付しやすい環境づくりを行うなど、未収金を圧縮するための改善策を検討されたい。

なお、振替承諾書については令和 2年度より様式が改正されており、同様の事例が発生しないよう必要な措置が講じられた。(住宅管理課)

(3) 支出命令事務について（支出事務）

本市では、会計事務の効率化等を目的として財務会計総合システムの再構築が行われ、平成31年 3月より新たな財務会計総合システムが稼働しており、これまで支出命令者等に紙の原本を送付していた請求書等の関係書類について、電子情報化して送付することとなった。また、随意契約による少額物品（備品及び消耗品）の購入にかかる経費など一部の支出命令の審査事務について、市会計管理者から各局室の予算主管課長に委任されることとなった。

住宅都市局における支出事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 請求書及び納品書の日付が鉛筆書きであったもの (市街地整備課)

イ 支出命令書に添付された検査調書における検査確認年月日と支出命令書における検査確認年月日が異なっていたもの (都心まちづくり課)

ウ 請求書の日付よりも前に支出命令書が作成されていたもの

(リニア関連・名駅周辺開発推進課)

各事例自体は極めて初歩的な事務誤りであるものの、アの事例については、電子化された情報では判別が困難な事例であり、また、ア及びイの事例については、令和元年度から住宅都市局の企画経理課長に支出命令の審査事務が委任されることとなった事例である。

不適正な会計処理を未然に防止するため、各事業所管課においては、視覚的

チェックが紙決裁に比較して機能しにくいという新財務会計システムにおけるリスクを十分に理解した上で適正な支出事務の徹底を図られるとともに、企画経理課においては、審査事務が支出命令の内容を確認する重要な行為であることを踏まえた適正な審査事務の徹底を図られたい。

なお、各課においては、再発防止に向けた研修等を実施しており、必要な措置が講じられた。

(企画経理課、市街地整備課、都心まちづくり課、
リニア関連・名駅周辺開発推進課)

(4) 名古屋市民間木造住宅耐震診断事業に関する業務委託について（契約事務）

耐震化支援室では、住宅の安全に対する意識の啓発及び耐震改修の促進を図ることを目的として、一定の要件を満たす木造住宅の所有者が耐震診断を実施するに当たり、本市が耐震診断員（愛知県の耐震診断養成講習会を受講した民間建築士）を派遣する事業を実施している。

また、当該事業の実施に関する事項を定めた名古屋市民間木造住宅耐震診断実施要綱（以下「実施要綱」という。）には、耐震診断員の派遣に伴う費用については本市が負担する旨や事業の事務の一部を委託できる旨が定められており、県内の建築士事務所で構成される公益社団法人愛知県建築士事務所協会に現地調査や診断結果報告書の作成などの事務を委託している。

当該委託契約について契約関係書類を調査したところ、実際に実施した診断内容ごとに複数の単価を用いた上で出来高に応じて委託料を支出していたが、当該単価については内規で定めているのみであり、契約上は委託する診断件数と契約金額総額しか定められておらず、単価は定められていなかった。

第2表 当該委託契約の概要

契約内容（平成31年 4月 1日契約）	実績
委託件数 1,200件	実施件数 1,058件
契約金額 55,560,000円	支出金額 48,359,623円 (内訳) 46,300円×532件＝24,631,600円 47,159円×497件＝23,438,023円 10,000円×29件＝290,000円

耐震化支援室においては、支払の根拠となる単価について契約内容として明

確に定められたい。

なお、耐震化支援室においては、令和 2年度の契約について、支払に用いる単価を定めるための契約変更を行っており、必要な措置が講じられた。

(耐震化支援室)

(5) 機密情報の持ち出し許可及び返却の確認について（行政運営事務）

本市の保有する情報の保護及び管理について定めた名古屋市情報あんしん条例等によると、課、公所その他の組織の長は、情報の保護及び管理の方法を定め、機密情報が記録されている文書その他のものを外部に持ち出す場合に情報の漏えいを防ぐために必要な措置を講じなければならないとされている。

これを受けて住宅整備課が策定した「住宅整備課における情報の保護及び管理の方法に関する定め」によると、原則として機密情報は外部へ持ち出してはならないが、職務において持ち出しが不可欠であるものとして所属長が予め許可した機密情報については持ち出すことができ、持ち出し及び返却する際には機密情報持出記録簿に記録を残すこととされている。

機密情報の持ち出し及び返却の手続について調査したところ、住宅整備課においては、返却した際の記録として機密情報持出記録簿に確認者が押印することとしており、返却確認は実施していたものの確認の都度押印をしておらず、1か月分をまとめて押印していた。

返却の記録をその都度行わない場合、機密情報の漏えいや、万が一漏えいした場合の初動が遅れるなどのリスクが非常に高まることから、住宅整備課においては、機密情報の漏えい防止のため、機密情報を返却した際にはその都度記録に残すことを徹底されたい。

なお、住宅整備課においては、機密情報の返却の都度記録を残すよう事務手続を改善しており、必要な措置が講じられた。

(住宅整備課)

(6) 外部記録媒体の管理について（行政運営事務）

本市では、電子情報の漏えいを防止するため、USBメモリをはじめとする外部記録媒体の利用を原則として禁止しており、外部記録媒体を使用しなければ業務遂行が不可能であるなどの相当の理由がある場合には例外的に使用が認

められるものの、各局区室で利用基準を定めた上で、その基準に従い適切に取り扱わなければならないとされている。

住宅都市局が定めた利用基準によると、所属長は外部記録媒体の管理のため、所有する外部記録媒体の種類、保管場所等を外部記録媒体管理簿（以下「管理簿」という。）に登載し、利用実績の有無にかかわらず、月に1回、外部記録媒体の現物を管理簿と突合し保有状況の確認をすることとされている。

外部記録媒体の管理状況について調査したところ、以下の事例が見受けられた。

ア 月に1回行うこととなっている現物と管理簿との突合を全く行っていないもの
（設備課、建築指導課）

イ 利用実績のない月に現物と管理簿との突合を行っていないもの
（都市景観室、住宅企画課）

外部記録媒体は紛失や盗難等に伴う情報漏えいリスクが高いことから、利用基準に基づき、現物と管理簿との突合を確実にいき、適正に管理されたい。

なお、各課室においては、監査期間中に月に1回の現物と管理簿との突合を必ず行うよう改められており、必要な措置が講じられた。

(7) 公印使用時の許可手続について（行政運営事務）

本市の公印に関して必要な事項を定めた公印規則によると、公印を使用しようとする者は、公印使用認可簿に必要事項を記載し、これと原議及び施行すべき文書を提出して公印管守者の承認を得た後に押印することとされている。

公印の使用手続について調査したところ、都市計画課では公印として一般文書用の課長印と現金収納用の出納員印を保有しており、令和元年10月以降、8名の職員により延べ19件の公印使用があったが、約半年間にわたって管守者である課長の承認を得ずに押印している事例が見受けられた。

都市計画課においては、課長の承認のもと厳正に公印を使用されたい。

なお、都市計画課においては、公印使用許可簿の保管場所の変更や注意喚起文の掲示など承認漏れを発生させないための取組みを実施するとともに、適正な使用について課内で周知徹底を行っており、必要な措置が講じられた。

（都市計画課）

第6 意見

市営住宅等のアセットマネジメントの推進について

本市では、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、急速に進展する公共施設の老朽化に対応するため、アセットマネジメントの推進に取り組んでおり、保有資産量の適正化に向けた基本的な方針として、平成27年に「市設建築物再編整備の方針」を策定している。当該方針では、施設分野別の取組方針が示されており、市営住宅については、対象世帯数の増加など新たなニーズに対して原則として既存ストックで対応するとともに民間ストックの活用を検討すること、また、中長期的な視点に立って市営住宅の整備・管理の考え方を整理するとともに、将来の人口動態等も踏まえて管理戸数の見直しを図ること等が掲げられている。

これを受けて住宅都市局では令和 2年 3月に「名古屋市営住宅等アセットマネジメント実施方針」（以下「実施方針」という。）を策定しており、目標年度を令和32年度とした上で、目標年度までの将来人口・世帯数をもとに一定の年収未満の世帯数を推計し、その世帯数に対応するため、民間賃貸住宅等の活用、県営住宅による対応などを総合的に勘案し、目標年度における市営住宅等の目標管理戸数を現状（平成27年度）から 8,000戸減の55,000戸と設定するとともに、継続して維持管理していく団地については、日常的な維持管理及び計画修繕による長寿命化を図ったり、安全性確保、福祉対応及び居住性向上のための改善や建替を検討・実施することとしている。また、進行管理としては、概ね10年間程度を 1単位として区分し、3期に分けて段階的に管理することとしており、第 1期に建替、用途廃止に着手する市営住宅等の団地名が具体的に示されている。

住宅都市局においては、第 1期に建替、用途廃止に着手する市営住宅等については実施方針に基づき確実な実施に努めるとともに、第 2期、第 3期の検討にあたっては市内の人口・世帯数の推移や一定の年収未満の世帯数の増減などの状況変化を踏まえた目標管理戸数等の見直しを行い、既存ストックの長寿命化、必要な改善や建替を実施した上で目標管理戸数を達成できるよう、他のまちづくり計画との整合性も図りながら全体の計画的な進行管理に努められたい。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

住宅都市局及び財政局（住宅都市局関連事務に限る。）

第3 監査の着眼点

- 1 現場の状況を反映した適切な設計及び工事監理がされているか
- 2 工事中の安全に配慮した適切な工事監理が実施されているか
- 3 工事及び委託の予定価格は適正に設定されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 2年 4月22日から令和 2年11月 5日まで

2 実施方法

今回の監査では、住宅都市局における平成30年10月 1日から令和 2年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類調査及び現地調査を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	1,120	109	9.7	90,499	11,672	12.9
委託	1,032	16	1.6	7,366	2,789	37.9

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘

(1) 舗装構成の決定について（設計）

住宅都市局では、舗装の設計は舗装設計便覧（公益社団法人日本道路協会発行）等に基づき行っている。この便覧では、路盤各層の最小厚さについて、車線 1方向あたりにおける 1日の舗装計画交通量^(注 1)が40台以上の道路で砕石を路盤材とする場合、1層の厚さは路盤材を構成する砕石の最大粒径の 3倍以上かつ10センチメートル以上とすることとされている。

「ささしまライブ24土地区画整理事業都計椿町線他 2路線電線共同溝設置及び街路築造工事」では、舗装計画交通量が40台以上である新設道路の舗装を行っていた。この道路の舗装構成を確認したところ、一部の路線において、上層路盤の厚さを10センチメートルとしていたにもかかわらず、最大粒径が 4センチメートルの砕石を使用しており、規定を満たしていなかった。なお、住宅都市局では、土木工事における品質管理は、緑政土木局が定める請負工事品質管理基準（以下「管理基準」という。）に従って施行することとしており、上層路盤を施工後に平板載荷試験^(注 2)を実施していた。その試験結果を確認したところ、規格値を満たしており、上層路盤の支持力は確保されていた。

支持力は確保されていたものの、舗装設計便覧は遵守すべき技術基準であることから、舗装の設計にあたっては適切な最大粒径の砕石を使用するなど、規定を満たした舗装構成とされたい。（ささしまライブ 24 総合整備事務所）

表層アスファルト：厚さ 5 cm	表層アスファルト：厚さ 5 cm
基層アスファルト：厚さ 5 cm	基層アスファルト：厚さ 5 cm
上層路盤：厚さ 10 cm (最大粒径 4 cmの砕石)	上層路盤：厚さ 10 cm (最大粒径 2.5 cmの砕石)
下層路盤：厚さ 30 cm (最大粒径 4 cmの砕石)	下層路盤：厚さ 30 cm (最大粒径 4 cmの砕石)
原地盤	原地盤

当該路線の舗装構成

正しい舗装構成の例

(注 1) 舗装計画交通量

一般的な道路の舗装の設計に用いる数量で、車線 1方向あたりにおける大型自動車の1日の交通量

(注 2) 平板載荷試験

路盤の支持力を評価するために行う試験

(2) 建築外構工事の積算誤りについて（積算）

住宅都市局では、公共建築工事積算基準において、積算に用いる複合単価は、材料、労務、機械器具等の単位施工当たりが必要とされる数量に単価等乗じて、算定することとしている。そのうち材料単価は物価資料（刊行物）の掲載単価等によることとしている。

「衛生研究所移転改築工事」では、建築外構工事でポーラスアスファルト舗装^(注)を施工していた。その積算書を確認したところ、ポーラスアスファルト舗装の複合単価を算定する際、アスファルト舗装に用いる材料は、粗骨材、細骨材及びアスファルトなどで構成される混合物であることから、材料単価は物価資料に掲載してある「アスファルト混合物」を採用すべきところ、誤って「アスファルト」を採用していたため、結果としてその費用が過大となっていた。

複合単価を算定する際は、物価資料に記載された項目をよく確認し、誤りのない材料単価を採用されたい。また、建築外構工事では、土木の専門知識も必要になる場合があるため、関連する知識の把握と確認に努められたい。

(営繕課)

(注) ポーラスアスファルト舗装

空隙率が高く、雨水をすみやかに路面下に浸透させる機能や、タイヤと路面の間で発生する騒音を低減させる機能などを有する舗装

(3) 土木工事の品質管理について（施工）

住宅都市局では、土木工事における品質管理は、緑政土木局が定める管理基準に従って施行することとしている。管理基準では、埋戻工、路床安定処理工^(注 1)などの各工種における品質管理項目等を定め、工事目的物の品質の確保を図ることとしている。

管理基準に基づいた品質管理が行われているか施工計画書及び品質管理表を確認したところ、「平田団地第7次道路整備工事」始め4件では、雨水管布設工事、擁壁改修工事に伴う埋戻工、舗装工事に伴う路床安定処理工などを施工していたが、作業の品質管理項目の一つである現場密度の測定^(注2)を実施しておらず、土木工事のうち土工事における締固め作業の品質確認が不十分であった。

土木工事の品質管理については、管理基準に基づいて試験を行い、作業の品質を確保されたい。また、適切な品質管理がなされるよう、施工計画書の確認時などに受注者を指導されたい。

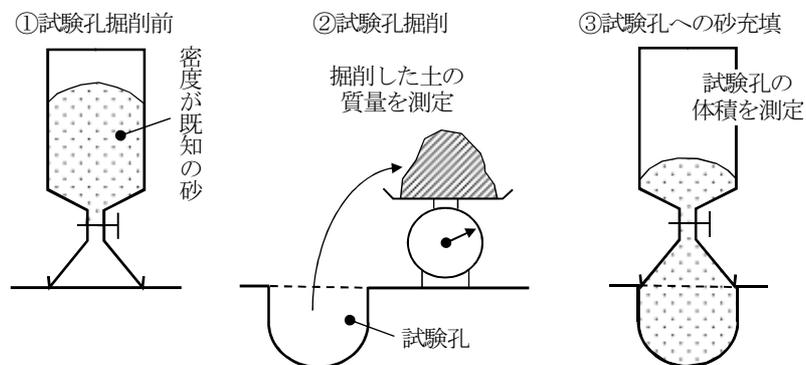
(営繕課、大曾根北・筒井都市整備事務所、緑都市整備事務所)

(注1) 路床安定処理工

現位置で現状路床土とセメント系固化材等の安定材を均一に混合し締固め、その支持力を改善し路床を築造する工法

(注2) 現場密度の測定

掘削した試験孔に密度が既知の砂を充填し、その質量から求められる試験孔の体積と掘削した土を直接測定した質量より得られる密度から土の締固め度を算定し、締固め作業の品質を確認する試験



現場密度の測定概要図

第6 意見

積算誤りの防止について

住宅都市局では、都市計画や市営住宅、市街地の開発・整備等の事業のみなら

ず、各局からの依頼を受け、市設建築物の整備等の事業も行っており、公共施設の整備や維持において重要な役割を担っている。これらの事業は、多くの法令や基準類を遵守し、かつ限られた財源の中で効率的かつ効果的に実施する必要があるため、当局の技術職員には、調査、設計、積算、施工監理業務を行うにあたり、関係法令等に関する知識や経験に基づく技術力、事務処理における正確性等が求められる。

監査の結果、建築外構工事におけるアスファルト舗装の積算に関して、誤りのあった事例が見受けられた。これは、積算担当者が積算時において使用する物価資料に掲載された項目を十分確認せずに、単価として採用したことに原因があるものと思料する。また、未然に誤りを防ぐため、他の担当者による照査時や組織内での決裁時に積算内容を重ねて確認しているにもかかわらず、誤りが見落とされていたことから、その確認業務も有効に機能していなかったのではないかと考えられる。

住宅都市局においては、今回のような積算誤りを防ぐため、物価資料に掲載された項目の採用にあたっては、その内容を十分に確認されたい。また、照査時や決裁時の確認業務が有効に機能するよう、組織的な対応策を検討されたい。

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

第2 監査の対象

名古屋高速道路公社（工事）

（事務所所在地：北区清水四丁目17番30号）

第3 監査の着眼点

- 1 安全に配慮した適切な設計及び工事監理がされているか
- 2 施設の機能が果たせるよう適切な維持管理がされているか
- 3 工事及び委託の予定価格は適正に設定されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 2年 4月 9日から令和 2年11月 5日まで

2 実施方法

今回の監査では、名古屋高速道路公社における平成31年 4月 1日から令和 2年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類調査及び現地調査を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	83	23	27.7	62,476	20,757	33.2
委託	96	20	20.8	8,947	3,250	36.3

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これを是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な措置を講じられたい。

1 指摘

総合評価落札方式の実施に係る契約事務について（その他）

名古屋高速道路公社では、総合評価落札方式^(註)を実施するに当り必要な事項を定め通達している。

工事の請負契約については、「工事の請負契約における総合評価落札方式の実施について（平成18年通達第23号）」にて、落札者の提示した技術提案は、契約図書にその内容を全て記載しその履行を確保すると定めている。また、「工事の請負契約における総合評価落札方式の実施に係る事務の取扱いについて（平成18年通達第24号）」にて、以下の事項を定めている。

ア 監督及び検査に当っては、技術提案の内容を満たしていることを確認しなければならず、これを満たせなかった場合には、工事成績評定の減点対象とする。

イ 検査において契約図書に記載する技術提案の内容を満たしていることを全て確認できない場合は、当該技術提案についての履行に係る部分は引き続き債務として存続するため工期を延長する旨を契約図書において明らかにする。

ウ 監督又は検査において技術提案の内容を満たしていない場合において、技術提案の性格から再度の施工が困難または合理的でないときは、原則として契約金額の減額を行う旨を、再度の施工が可能なときは、再度の施工の義務及びその内容を、それぞれ入札説明書等において明らかにし、契約図書に記載する。

業務委託契約については、「設計、測量、調査、ボーリング、試験等における総合評価落札方式の試行について（平成22年通達第 1号）」にて、総合評価において評価した技術等は、全て契約図書にその内容を記載しその履行を確保するものとし、業務の監督及び検査に当っては、評価した技術等の内容を満たしていることを確認するものと定めている。

名古屋高速道路公社では、総合評価落札方式を多数採用していたため、各通達に基づいた契約図書への記載が行われているか確認したところ、今回抽出した全ての契約について、以下の運用を行っていた。

工事の請負契約について、「平成28年度高速 3号大高線床版等修繕工事（堀田

南工区)」始め13件では、落札者の提示した技術提案の内容を契約図書に記載していなかった。また、技術提案の内容を満たしていることを確認できない場合の手続きについて、契約図書に記載していなかった。

業務委託契約について、「令和元年度地震時における構造物復旧に係る検討業務委託」始め 8件では、評価した技術提案等の内容を契約図書に記載していなかった。

なお、工事の請負及び業務委託において、提案内容が履行されていなかった事例は見受けられなかった。

総合評価落札方式においては、技術提案は価格以外の要素として落札者の決定に直接関係しているため、提案内容の履行を確保することは公正な競争維持の観点から極めて重要である。技術提案の内容や必要な手続きを契約図書に記載する等、各通達文の定めに基づき適切な契約事務を実施されたい。また、技術提案内容の履行確保のため、適切な契約図書への記載に基づいた監督及び検査を実施されたい。 (会計課、総務課、企画課、企画整備課、工事課)

(注) 総合評価落札方式

入札者から性能、機能、技術、専門知識、創意等に関する提案を募集し、民間の技術を積極的に活用することにより、価格だけでなく価格以外の技術的な要素を考慮し、公共工事（委託業務）の質を高めることを目的に、工事価格（業務価格）及び技術提案等をもって申込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 2年11月16日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 2年11月20日（金）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第71号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第72号議案 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第73号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第74号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請について

第75号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第76号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第77号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

第78号議案 遊休農地の認定について

第79号議案 名古屋市農業委員会総会会議規則の一部改正について

第80号議案 名古屋市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部改正について

第81号議案 名古屋市農業委員会公印規程の一部改正について

名古屋市農業委員会事務局農政課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年11月17日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サポーレ熱田店

名古屋市熱田区新尾頭二丁目 411番 ほか 8筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
株式会社サポーレ	代表取締役 坂崎 英樹	三重県津市柳山津興3289番地

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
株式会社サポーレ	代表取締役 坂崎 英樹	三重県津市柳山津興3289番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 3年 6月24日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,763平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

92台

(2) 駐輪場の収容台数

88台

(3) 荷さばき施設の面積

60平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

12立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社サポーレ	午前 9時00分	午後 9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
1階平面駐車場	午前 8時30分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 2年10月23日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

熱田区役所情報コーナー、中区役所情報コーナー及び中川区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年11月17日から令和 3年 3月17日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 3月17日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年11月17日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミュープラット神宮前
名古屋市熱田区三本松町1801番

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
名古屋鉄道株式会社	代表取締役 安藤 隆司	名古屋市中村区名駅一丁目 2番 4号

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
未定	未定	未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年6月30日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,019平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

209台

(2) 駐輪場の収容台数

201台

(3) 荷さばき施設の面積

137平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

58立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
未定	午前10時00分	午後 9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場棟駐車場①	午前 6時00分から午後10時00分まで
隔地駐車場②	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 2年10月29日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

熱田区役所情報コーナー、瑞穂区役所情報コーナー及び南区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年11月17日から令和 3年 3月17日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 3月17日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年11月17日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

JRF新守山ショッピングセンター
名古屋市守山区新守山2830番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)ワールド	代表取締役 寺井 秀藏	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1号	—	—	—	平成 30年 6月 10日
2	ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし	平成 31年 4月 15日
3	(株)サンリフ ホーム	代表取締役 坂野 達哉	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	変更なし	代表取締役 服部 剛之	変更なし	平成 29年 5月 15日
4	(株)不三家	代表取締役 櫻井 康文	東京都文京 区大塚二丁 目15番 6号	変更なし	代表取締役 河村 宣行	変更なし	平成 31年 3月 26日

5	ロイヤルホームセンター(株)	代表取締役 中山 正明	大阪市北区 堂島浜二丁 目 1番29号	変更なし	変更なし	大阪市西区 阿波座一丁 目 5番16号	令和 元年 12月 16日
6	(株)ストライプインターナショナル	代表取締役 石川 康晴	名古屋市守 山区新守山 2380番地	変更なし	代表取締役 立花 隆夫	東京都中央 区銀座四丁 目12番15号	令和 2年 10月 30日
7	(株)パスポート	代表取締役 柘植 圭介	東京都品川 区五反田七 丁目22番17 号	(株)H A P i N S	変更なし	変更なし	平成 30年 8月 1日
8	—	—	—	(株)アルカス インターナ ショナル	代表取締役 寺井 秀蔵	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1号	平成 30年 4月 27日
9	—	—	—	(株)ユタカフ アーマシー	代表取締役 浅井 家康	岐阜県大垣 市林町十丁 目1339番地 1	平成 30年 4月 27日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1の小売業者については、退店のため
- (2) No. 2からNo. 4までの小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 5の小売業者については、住所変更のため
- (4) No. 6の小売業者については、住所誤記修正及び代表者変更のため
- (5) No. 7の小売業者については、名称変更のため
- (6) No. 8及びNo. 9の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 2年10月30日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年11月17日から令和 3年 3月17日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 3月17日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年11月20日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ港店

名古屋市港区当知二丁目1501番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢市 天池五反田町1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所	
1	ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢市 天池五反田町1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし	平成31年 4月 15日
2	(株)マツモト キヨシ	代表取締役 成田 一夫	千葉県松戸市 新松戸東9番地1	変更なし	代表取締役 大田 貴雄	変更なし	平成29年 2月 10日

3	藤久(株)	代表取締役 後藤 薫徳	名古屋市名 東区高社一 丁目 210番 地	変更なし	代表取締役 堤 智章	変更なし	令和 2年 6月 30日
4	(株)さが美	代表取締役 平松 達夫	横浜市南区 下永谷六丁 目 2番11号	変更なし	代表取締役 形部 幸裕	横浜市戸塚 区川上町87 番地 4	平成 29年 12月 21日
5	(株)モリエ	代表取締役 河村 泰子	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	変更なし	代表取締役 内野 伸彦	東京都千代 田区平河町 一丁目 6番 8号	令和 2年 4月 27日
6	(株)パレモ	代表取締役 吉田 馨	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	変更なし	変更なし	名古屋市中 村区名駅五 丁目27番13 号	令和 元年 7月 8日
7	(株)シーズブ ランニング	代表取締役 関 好邦	東京都練馬 区南田中四 丁目 4番 5 号	変更なし	変更なし	東京都中野 区弥生町一 丁目 9番 8 号	平成 29年 11月 26日
8	(株)三城	代表取締役 澤田 将広	東京都中央 区銀座一丁 目 7番 7号	変更なし	変更なし	東京都中央 区日本橋室 町二丁目 4 番 3号	平成 30年 12月 1日
9	ベネトンジ ヤパン(株)	代表取締役 小崎 正貴	東京都渋谷 区神宮前二 丁目 4番11 号	—	—	—	令和 2年 8月 20日
10	(株)タカキュ ー	代表取締役 大森 尚昭	東京都板橋 区板橋三丁 目 9番 7号	—	—	—	令和 2年 8月 2日
11	中日印章印 刷(株)	代表取締役 林 克己	名古屋市中 区金山三丁 目 2番17号	—	—	—	平成 28年 8月 31日
12	(株)オリンピ ア	代表取締役 加藤 通浩	名古屋市中 区平和一丁 目 6番 1号	—	—	—	令和 元年 5月 20日
13	(株)くまざわ 書店	代表取締役 熊沢 真	東京都八王 子市八日町 1番11号	—	—	—	令和 元年 8月 18日
14	(株)ワンダー コーポレー ション	代表取締役 日下 孝明	茨城県つく ば市西大橋 599番地 1	—	—	—	令和 元年 1月 14日

15	(株)マックハウス	代表取締役 白土 孝	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	—	—	—	令和2年8月20日
16	(株)メガネットupp	代表取締役 富澤 昌宏	静岡市葵区伝馬町8番地の6	—	—	—	平成30年9月17日
17	(株)ランド	代表取締役 阿部 晃	愛知県安城市安城町照路9番地2	—	—	—	令和元年9月30日
18	(株)ワンズオウン	代表取締役 森本 光秋	名古屋市西区宝地町361番2	—	—	—	令和元年5月6日
19	(株)タカヨシ	代表取締役 高品 政明	千葉市美浜区中瀬一丁目3番地	—	—	—	平成31年1月30日
20	(株)日本物産	代表取締役 三島 由貴	岐阜県海津市海津町鹿野1139番地	—	—	—	平成29年1月20日
21	(株)クリエイト	代表取締役 鈴木 寛隆	愛知県豊明市間米町鶴根1212番地65	—	—	—	平成31年4月26日
22	(株)柿安本店	代表取締役 赤塚 保正	三重県桑名市吉之丸8番地	—	—	—	令和2年8月20日
23	(株)AKIRA	代表取締役 東 晃司	東京都江東区東陽六丁目3番2号	—	—	—	平成29年2月15日
24	(有)ウスイ	代表取締役 臼井 年光	愛知県半田市乙川市場町一丁目37番地	—	—	—	令和元年12月8日
25	—	—	—	(株)ワールド	代表取締役 鈴木 信輝	神戸市中央区港島中町六丁目8番1号	平成28年9月15日
26	—	—	—	(株)ストライプインターナショナル	代表取締役 立花 隆央	岡山市北区幸町2番8号	平成29年2月1日

3 変更の日

- (1) 設置者については、平成31年 4月15日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1からNo. 3までの小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 4及びNo. 5の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (4) No. 6からNo. 8までの小売業者については、住所変更のため
- (5) No. 9からNo.24までの小売業者については、退店のため
- (6) No.25及びNo.26の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 2年10月30日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年11月20日から令和 3年 3月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 3月22日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年11月20日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ港店

名古屋市港区当知二丁目1501番地

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
平面駐車場①— 1	81台	変更なし
平面駐車場①— 2	32台	変更なし
屋上駐車場①— 3	339台	226台
建物北東側立体駐車場A— I	58台	変更なし
建物北東側立体駐車場A— II	77台	変更なし
建物北東側立体駐車場A— III	77台	変更なし
建物北東側立体駐車場A— IV	77台	変更なし
建物北東側立体駐車場A— V	73台	変更なし
建物南東側立体駐車場B— I	53台	変更なし
建物南東側立体駐車場B— II	77台	変更なし
建物南東側立体駐車場B— III	77台	変更なし
建物南東側立体駐車場B— IV	77台	変更なし
建物南東側立体駐車場B— V	75台	変更なし
建物南西側立体駐車場C— I	89台	変更なし
建物南西側立体駐車場C— II	94台	変更なし
建物南西側立体駐車場C— III	95台	変更なし

建物南西側立体駐車場C—Ⅳ	92台	変更なし
建物南西側立体駐車場C—Ⅴ	77台	変更なし
建物南西側立体駐車場C—Ⅵ	91台	—
計	1,711台	1,507台

駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻		閉店時刻	
変更前	変更後	変更前	変更後
午前 9時30分 (年間 150日は午前 9時00分)	午前 8時00分	午後10時00分	変更なし

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
平面駐車場①— 1	午前 9時00分から 午後10時00分まで (年間 3日は午前 8時30分から午後 10時00分まで)	午前 7時30分から 午後10時00分まで
平面駐車場①— 2	午前 9時00分から 午後10時30分まで (年間 150日は午 前 8時30分から午 後10時30分まで)	午前 7時30分から 午後10時30分まで
屋上駐車場①— 3		
建物北東側立体駐車場A—Ⅰ		
建物北東側立体駐車場A—Ⅱ		
建物北東側立体駐車場A—Ⅲ		
建物北東側立体駐車場A—Ⅳ		
建物北東側立体駐車場A—Ⅴ		
建物南東側立体駐車場B—Ⅰ		
建物南東側立体駐車場B—Ⅱ		
建物南東側立体駐車場B—Ⅲ		
建物南東側立体駐車場B—Ⅳ		
建物南東側立体駐車場B—Ⅴ		
建物南西側立体駐車場C—Ⅰ		
建物南西側立体駐車場C—Ⅱ		
建物南西側立体駐車場C—Ⅲ		
建物南西側立体駐車場C—Ⅳ		
建物南西側立体駐車場C—Ⅴ		
建物南西側立体駐車場C—Ⅵ	—	

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数	
	変更前	変更後
入口	4箇所	6箇所
出口	5箇所	変更なし

出入口	1箇所	—
計	10箇所	11箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前	変更後
午前 6時00分から午後 8時00分まで	午前 6時00分から午後10時00分まで

3 変更の日

- (1) 2(1)については、令和 3年 7月 1日
- (2) 2(2)、(3) 及び(5) については、令和 2年12月16日
- (3) 2(4)については、令和 2年10月30日

4 変更しようとする理由

- (1) 2(1)については、隔地従業員駐車場返却に伴い、敷地内で従業員駐車場を確保するため
- (2) 2(2)、(3) 及び(5) については、営業計画変更のため
- (3) 2(4)については、誤記修正のため

5 届出の日

令和 2年10月30日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
港区役所情報コーナー及び中川区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年11月20日から令和 3年 3月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3 年 3 月 22 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年11月20日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ清水山店

名古屋市緑区清水山一丁目 501番地 ほか 6筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字 清水山13番地 132 外 7筆	名古屋市緑区清水山一丁目 501番 地 ほか 6筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所
ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更 年月 日
	名 称	代表者の 氏 名	住 所	名 称	代表者の 氏 名	住 所	
1	ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし	平成 31年 4月 15日

2	(株)セリア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	変更なし	代表取締役 河合 映治	変更なし	平成26年6月24日
3	(株)あーる工房	代表取締役 鬼頭 明彦	岐阜県羽島市竹鼻町丸の内十一丁目94番地	—	—	—	平成28年8月20日
4	(株)モリエ	代表取締役 藤田 敏	愛知県稲沢市天池五反田町 1番地	—	—	—	令和元年9月22日
5	(有)ハナムラ	代表取締役 南 二郎	名古屋市中区松原三丁目 2番30号	—	—	—	平成28年9月26日
6	(株)オザキ	代表取締役 尾崎 満	名古屋市中区大須三丁目 5番24号	—	—	—	平成26年2月20日

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成21年11月 7日
- (2) 設置者については、平成31年 4月15日
- (3) 小売業者については、2(3)で既述

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、町名変更のため
- (2) 設置者については、代表者変更のため
- (3) No. 1及びNo. 2の小売業者については、代表者変更のため
- (4) No. 3からNo. 6までの小売業者については、退店のため

5 届出の日

令和 2年10月30日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年11月20日から令和 3年 3月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 3月22日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年11月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ清水山店

名古屋市緑区清水山一丁目 501番地 ほか 6筆

2 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
平面駐車場①— 1	92台	39台
平面駐車場①— 2	78台	変更なし
平面駐車場①— 3	113台	95台
平面駐車場①— 4	27台	15台
平面駐車場①— 5	33台	18台
平面駐車場①— 6	22台	変更なし
平面駐車場①— 7	26台	変更なし
屋上駐車場①— 8	114台	変更なし
計	505台	407台

駐車場の位置については縦覧によります。

3 変更の日

令和 3年 7月 1日

4 変更しようとする理由

利用実績に見合った駐車場運営とするため

5 届出の日

令和 2年10月30日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

緑区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年11月20日から令和 3年 3月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年 3月22日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 2年11月20日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1499号	(株)タカギ	高城 英一 郎	福岡県北九州市小倉 南区石田南二丁目 4 番 1号	令和 2年10月14日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和2年11月20日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1158号	コンドウ 設計(株)	近藤 金義	愛知県稲沢市祖父江 町両寺内58番地	令和2年10月8日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 2 年11月20日懲戒処分に付した。

令和 2 年11月20日

名古屋市長 河 村 たかし

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
子ども青少年局主事	停職 3 月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び第 3 号
名東区主事	停職 4 月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号

名古屋高速道路公社公告第 2号

中部地方整備局長による名古屋都市計画道路事業の事業計画に係る認可の告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定に基づき、次のように公告する。

令和 2年11月20日

名古屋高速道路公社理事長 新 開 輝 夫

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画道路事業 1・4・5号高速 1号線及び名古屋都市計画道路事業 1・4・7号高速 3号線

2 施行者の名称

名古屋高速道路公社

3 事務所の所在地

名古屋市北区清水四丁目17番30号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

名古屋市中村区名駅南一丁目、名駅南二丁目、名駅南三丁目、名駅南四丁目、名駅南五丁目及び水主町二丁目並びに中区天王崎町、大須一丁目、大須二丁目並びに中川区西日置一丁目及び西日置二丁目地内

(2) 使用の部分

なし

名古屋高速道路公社公告第 3号

中部地方整備局長による名古屋都市計画道路事業の事業計画に係る認可の告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定に基づき、次のように公告する。

令和 2年11月20日

名古屋高速道路公社理事長 新 開 輝 夫

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画道路事業 1・4・5号高速 1号線

2 施行者の名称

名古屋高速道路公社

3 事務所の所在地

名古屋市北区清水四丁目17番30号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

名古屋市中川区五月通一丁目、九重町及び百船町並びに中村区長戸井町一丁目、長戸井町二丁目、下米野町一丁目、下米野町二丁目及び下米野町三丁目地内

(2) 使用の部分

なし